

「医療費非課税制度について」

2年前に兵庫県民間病院協会が行った医療消費税訴訟については、判決は棄却となり負けたことになったが、内容的には、厚生労働大臣は診療報酬にて医療機関が負担する仕入税額相当分の適正な転嫁に配慮すべき義務があると述べたことにより、原告に一定の配慮を示したと理解できる（社会保険旬報 H25.4.1号）。

来年4月より消費税8%の値上げが予定されており、その折にまた診療報酬に上乗せが計画されている。医師会、病院団体は一致して医療費を課税制度にするよう要望しているにもかかわらずこのようなことが行われるのは、時間的な制約があるにしても理解に苦しむ。

診療報酬に上乗せすることは医療が非課税であることを考えれば国民はどう解釈すればよいのであろうか。医療機関の窓口で患者が医療費を支払うとき、消費税が含まれているのか、いないのか質問されたときどう答えるのか、国はきっちりと説明する義務がある。

非課税の意味は消費税を含まないはずである。しかし実際は含んでおり、国民をあざむいていることになる。

医師会、病院団体はもっと強く医療消費税非課税制度を課税制度にするべく要望していくべきであろう。それまでは消費税を現在のまま据え置く必要がある。専門家の意見でも、1～2年くらい据え置いても日本の財政は破綻しない。その間に医療以外の不公平税制も是正できるような制度に変える必要がある（斎藤貴男著、消費税のカラクリ）。

消費税（付加価値税）は非常に複雑な制度であることを一部の有識者以外は余り知らない。財務省はそれを利用しているとしか考えられない。

病院医療は消費税の非課税、不公平税制により、崩壊の危機にあるといっても過言ではない。医療界のみならず、歯科医師会、薬剤師会なども一致して、その是正（課税制度）に向けて国に働きかける必要がある。

尼崎中央病院 理事長 吉田 静雄
兵庫県民間病院協会 副会長